

クライアントアラート 2021年 3月

ミャンマー：国家緊急事態宣言以降の主要な法規制 についての最新情報

For more information,
please contact:

Andre Gan
Managing Partner
+95 1 9255095 # 8857
andre.gan@wongpartners.com

Kenneth See
Partner
+95 1 9255095 #8853
Kenneth.see@bakermckenzie.com

日本語でのお問い合わせ：
Yoko Inoue (井上 洋子)
+65 6434 2605
yoko.inoue@bakermckenzie.com

概略

2021年2月1日に国家緊急事態宣言が発令され、立法権、行政権、司法権の全てが国軍総司令官(「CIC」)に移譲されて以来、国内ではいくつかの法改正が行われている。これらの法改正が事業に影響を与えることが予想される。

本クライアントアラートは、事業に関係する主な法律や規制の改正と、それらが既存の事業や潜在的な投資家に与える影響について考察する。

主要な点

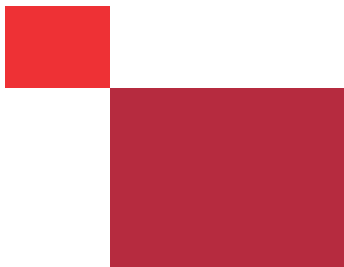
憲法に基づき、国家緊急事態下に移管された主権を行使するために、国家行政評議会(以下「SAC」)が、2021年2月2日に設立された。SACは8人の軍人(CICを議長に含む)と8人の民間人で構成されている。

SACは、その後、ミャンマーでの事業活動に関連する以下の事項を含む、行政に関する多数の命令を発令した。

- a. 国民民主連盟(「NLD」)政権下で任命された閣僚に代わる新閣僚の任命
- b. ミャンマー連邦法務長官府(「UAGO」)、ミャンマー中央銀行(「CBM」)を含む中央機能の新しい責任者の任命
- c. 2004年電子商取引法(「ETL」)の改正とサイバーセキュリティ法(「CSL」)の草案

米国をはじめとする数カ国が新たに課した制裁措置は、特定の軍人を対象としている。

ミャンマーの状況が変化し続ける中、ミャンマーにおいて事業を展開している、または投資予定の企業は、動向を監視し、これらの変化が自社の計画にどのような影響を与えるかを評価することが重要となる。





SAC による新閣僚の任命

SAC は、その結成以来、NLD 政権下で任命された閣僚に代わる新しい閣僚の任命や、UAGO や CBM のような他の中央機能の新しい責任者の任命など、国の行政に関連する多くの命令を出してきた。

CIC は 2 月 8 日の演説で、国家緊急事態の間、既存の対外政策、政府政策、経済政策に変更がないことを投資家に保証した。新任の閣僚、UAGO、CBM の任命者の殆どは、前政権下において、それぞれの省庁で公務員としての経験を持っているとみられる。その一例として、U Aung Naing Oo 氏が新しい投資・対外経済関係省（「MIFER」）の大臣に任命されたことが挙げられる。同大臣は投資家の間ではよく知られており、ミャンマー企業登録庁長官、投資企業管理局長官、ミャンマー投資委員会の共同長官、そして直近では MIFER の常任長官を歴任した実績があり、投資家に優しい改革を支持してきたと評価されている。

SAC は司法やその他の法定機関、例えば汚職防止委員会などの重要な機能の継続を承認する一方、ここ数週間で司法やその他の機関でも大幅な人事変更があったことにも注目すべきである。

既存法の改正

SAC は、その発足以来、既存の法律や規制に対するいくつかの法改正を行った。これらには、国民のプライバシー保護と治安に関する法律、刑法、刑事訴訟法の改正が含まれている。企業にとってより関連性が高いのは、おそらく、ETL の改正と CSL の発表と思われる。

2021 年 2 月 9 日頃に携帯電話通信事業者や通信事業者にコメントを求めて回覧された CSL は、大きな注目を集めており、多くの市民団体や企業が CSL の条項の一部について懸念を表明している。CSL は当初 NLD 政権により草案が作成され、その後 SAC によって更新されたことに留意したい。当事務所では、CSL の範囲が過度に広く、草案がサイバーセキュリティ、データ保護、データの地域化、オンラインサービスの提供（およびライセンス／登録要件）、電子取引の認識を含む広範な個別の問題にまで及んでいると見られることに注意している。また、CSL は、事業運営に不可欠な法的確実性と透明性に影響を与える可能性のある追加規制の策定に関して、幅広い裁量権を様々な委員会に付与していることも注目すべき点である。現在までのところ、SAL は CSL を施行しては不在が、2021 年 2 月 15 日に施行された ETL の改正の一部として、CSL の規定の一部を導入している。

ETL の主な改正点と、それが事業に与える影響は以下の通りである：

- 個人情報の保護 - 個人情報の管理に責任を持つ者は、特に、個人情報を保護し、法律で認められている場合を除き、第三者に開示してはならない。これ



らの義務に違反した場合、1,000 万 MMK を超えない罰金、または 1 年以上 3 年以下の禁固刑、またはその両方が科される。

- 個人データ保護の例外 - 個人データの管理は、調査、情報の整理、関係当局の裁判手続における証拠としての提出、または、国家の安全、主権、安定に関するサイバーセキュリティやサイバー犯罪に関連する場合には、個人データの利用を妨げるものではない。

制裁措置

2021 年 2 月 10 日、バイデン米大統領は、ミャンマー情勢の進展に対応して、特定のミャンマー関係者に対する制裁措置の発動を規定する大統領令 14014「ビルマ情勢に関する財産ブロックading」(以下、「EO14014」)を発令した。EO14014 の発行と並行して、米国財務省外国資産管理局は、制裁対象となる特別指定国民に 15 の当事者を指定した。

制裁リストは米国財務省のウェブサイトで参照できる。ニュージーランド、カナダ、英国を含む他の数カ国も、ミャンマーの軍関係者を対象とした何らかの制裁措置を講じている。現在のところ、国を挙げてミャンマーに制裁を課するという兆候はない。既存の制裁は、ミャンマーへの投資や金融サービスの輸出を制限するものではないことにも留意されたい。

www.bakermckenzie.com

Baker & McKenzie

Level 18, Unit 18-03
Sule Square
221 Sule Pagoda Road,
Kyauktada Township
Yangon
Myanmar

Tel: +95 1 925 5095

結論

全国的な夜間外出禁止令、インターネット停止指令、COVID-19 規制の組み合わせは、事業運営に悪影響を与え続けている。また、継続的に行われている国民による不服従活動は、日常的な政府機能や銀行取引の混乱にもつながっている。

ミャンマーの状況は依然として流動的である。企業は、定期的に SAC が発表する新しい規制をモニターの上、ミャンマーでの事業への影響等、考慮されたい。